

令和 5 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省中小企業庁事業環境部企画課）

項目名	独立行政法人中小企業基盤整備機構法に掲げる業務に関する文書における印紙税の非課税措置の検討											
税目	印紙税（印紙税法第 5 条第 1 項第 3 号、別表第 3）											
要望の内容	<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構法改正に伴い助成業務の範囲が拡充されたことを踏まえ、印紙税法に基づく非課税文書の範囲を検討するもの。</p> <table border="1" data-bbox="887 790 1490 958"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>ポストコロナを見据え、中小企業者だけでなく中堅企業への成長途上にある企業群（中小企業者を除く事業者）にも必要な助成を行い、事業活動の活性化を支援することで、以てこれらの事業者の中堅企業への成長を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正（令和 3 年 6 月 17 日施行）により、独立行政法人中小企業基盤整備機構の助成業務の範囲が、中小企業者とその支援者（同法第 15 条第 1 項 6 号）に加えて、中小企業者を除く事業者とその支援者へも拡充（同法第 15 条第 2 項 3 号）された。</p> <p>同法第 15 条第 1 項 6 号に関する助成業務に係る文書は印紙税の非課税文書とされている。同機構が助成業務についても一体的に実施していくため、印紙税法の非課税文書の範囲の検討が必要である。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
		政策の達成目標	独立行政法人中小企業基盤整備機構が、中小企業者、中小企業者を除く事業者及びその支援者に対して必要な助成を行い、これらの事業者の事業活動の活性化を支援する
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同様)
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		これまで印紙税法の非課税文書であった助成業務の範囲が独立行政法人中小企業基盤整備機構法改正に伴い拡充されたことを踏まえて、印紙税法に基づく非課税文書の範囲の検討を行うことは、妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—						
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—						
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—						
	前回要望時の達成目標	—						
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—						
これまでの要望経緯	<p>平成 16 年度 新設 ※平成 16 年 7 月の独立行政法人中小企業基盤整備機構の設立（旧中小企業総合事業団、旧地域振興整備公団、旧産業基盤整備基金の業務の一部を所管する形で設立）に併せ、印紙税法を改正。</p> <p>※中小企業基盤整備機構設立前後の印紙税法上の非課税の取り扱い</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">旧</th> <th style="width: 50%;">新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業総合事業団 別表第 2</td> <td rowspan="3">中小企業基盤整備機構 別表第 3</td> </tr> <tr> <td>地域振興整備公団 別表第 2</td> </tr> <tr> <td>産業基盤整備基金 別表第 3</td> </tr> </tbody> </table>		旧	新	中小企業総合事業団 別表第 2	中小企業基盤整備機構 別表第 3	地域振興整備公団 別表第 2	産業基盤整備基金 別表第 3
旧	新							
中小企業総合事業団 別表第 2	中小企業基盤整備機構 別表第 3							
地域振興整備公団 別表第 2								
産業基盤整備基金 別表第 3								